

# 区民後見人養成講座 受講者募集説明会



区民後見人養成講座  
基礎講座 7・8月  
実践講座 10・11月  
開始予定！！

～地域で支える、新しい社会貢献～

成年後見制度の利用促進がされている中で、地域で生活する認知症高齢者の方や知的障がい者・精神障がい者の方への後見人として、同じ地域に住む者同士としての感覚で支援ができる区民後見人の需要は高まっています。

板橋区では、令和8年度より新たに区民後見人養成講座を開催することとなりました。本説明会では、区民後見人の役割や活動、養成講座の内容についてご紹介します。地域での支え合いに関心のある方は、ぜひ説明会へご参加ください。

■①5月29日(金)

■②5月30日(土)

14時00分～15時30分

(13時30分受付開始)

区民後見人として  
活動されたい方は  
必ずご参加ください

区民後見人養成講座 基調講演

「みんなでつくる支え合いのまち

～成年後見制度と区民後見人～」を

5月18日(月)14時～16時で開催

いたします。こちらは4月13日(月)から募集いたしますので、是非合わせてご参加ください。

※広報いたばし4月11日号掲載予定

※上記①②は同様の内容になりますので、  
どちらかご都合のよろしい日程でご参加ください。

■板橋区立グリーンホール

601 会議室(板橋区栄町36-1)

■50名(申込順) ※参加費無料

■対象：区内在住の方



区民後見人とは？

弁護士・司法書士・社会福祉士などの資格はもたないものの、必要な知識・姿勢を身につけたうえで、社会貢献精神に基づき、成年後見業務を行う方の呼称です。活動内容としては、被後見人ご本人を訪問して体調や様子を確認するほか、必要な契約や預貯金の払戻し、支払い等の財産管理を行い、ご本人が日常生活を安心して過ごせるよう支援をします。

申込先・問合せ先：権利擁護いたばしサポートセンター

令和8年4月27日(月)9時から電話にて受付開始

※定員になり次第、受付は終了となります。

※聴覚に障がいのある方のみFAXで受付をいたします。

※受講の際に何らかの配慮が必要な場合は、申込み時にお伝えください。

TEL：03-5943-7070 FAX：03-3964-0245